

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則

平成25年3月29日

規則第41号

改正 平成27年3月31日規則第22号 平成28年3月30日規則第16号

平成28年10月31日規則第61号 平成30年10月31日規則 号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年尼崎市条例第52号。第19条の表を除き、以下「条例」という。)

第3条第1項、第5項、第6項、第9項及び第11項、第4条第3項、第5条、第6条第2項、第10条第1項及び第2項、第13条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第18条並びに第20条第4項の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第1項の規則で定めるもの)

第2条 条例第3条第1項の規則で定めるものは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条から第5条まで及び第6条第2項において「省令」という。)第39条第2項(省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第53条の2第2項(省令第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の3第2項(省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第2項、第139条の2第2項(省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2第2項(省令第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項(省令第206条において準用する場合を含む。))及び第215条第2項の規定とする。

(条例第3条第5項の規則で定めるもの)

第3条 条例第3条第5項の規則で定めるものは、省令第22条第2項(省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第49条第2項(省令第58条において準用する場合を含む。)、第67条第2項、第79条第2項、第88条第2項、第97条第2項(省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第113条第2項、第128条第6項(省令第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第140条の7第8項、第146条第6項、第155条の6第8項、第183条第6項(省令第192条の12において準用する場合を含む。))及び第198条第3項(省令第206条及び第216条において準用する場合を含む。)の規定とする。

(条例第3条第6項の規則で定めるもの)

第4条 条例第3条第6項の規則で定めるものは、省令第30条第3項(省令第39条の3、第43条、第54条、第58条、第74条、第83条及び第91条において準用する場合を含む。)、第101条第3項(省令第105条の3、第109条、第119条、第140条、第140条の15、第140条の32及び第155条において準用する場合を含む。)、第140条の11の2第4項、第155条の10の2第4項、第190条第4項(省令第192条の12において準用する場合を含む。)及び第201条(省令第206条及び第216条において準用する場合を含む。)の規定とする。

(条例第3条第9項の規則で定める事業)

第5条 条例第3条第9項の規則で定める事業は、省令第92条に規定する指定通所介護の事業、省令第105条の2に規定する共生型通所介護の事業、省令第106条第1項に規定する基準該当通所介護の事業、省令第110条に規定する指定通所リハビリテーションの事業、省令第120条に規定する指定短期入所生活介護の事業、第140条の14に規定する共生型短期入所生活介護の事業、省令第140条の26に規定する基準該当短期入所生活介護の事業、省令第141条に規定する指定短期入所療養介護の事業及び省令第174条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設入居者生活介護」という。)の事業とする。

(条例第3条第11項の規則で定める事業及び計画)

第6条 条例第3条第11項の規則で定める事業は、指定特定施設入居者生活介護の事業とする。

2 条例第3条第11項の規則で定める計画は、省令第174条第1項に規定する特定施設サービス計画とする。

(指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業に関する条例の規定の技術的読替え)

第7条 条例第4条第3項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第3項	指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業者並びに基準該当居宅サービス	指定居宅介護支援事業者及びその指定居宅介護支援事業を行う事業者並びに基準該当居宅介護支援
第3条第4項	指定居宅サービスの事業を行う事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業者(以下「指定居宅サービス事業者等」)	指定居宅介護支援事業を行う事業者及び基準該当居宅介護支援の事業を行う事業者(以下「指定居宅介護支援事業者等」)
第3条第5項	指定居宅サービス事業者等	指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援事業を行う者(以下「指定居宅介護支援事業者等」という。)

	省令の規定（規則で定めるものに限る。）	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等事業省令」という。）第12条第2項（指定居宅介護支援等事業省令第30条において準用する場合を含む。）の規定
第3条第6項	指定居宅サービス事業者等	指定居宅介護支援事業者等
	省令の規定（規則で定めるものに限る	指定居宅介護支援等事業省令第19条第3項（指定居宅介護支援等事業省令第30条において準用する場合を含む
	指定居宅サービス事業所等	指定居宅介護支援事業所等
第3条第7項	指定居宅サービス事業所等	指定居宅介護支援事業所等
第3条第8項	指定居宅サービス事業者等	指定居宅介護支援事業者等
第3条第8項第2号及び第3号	指定居宅サービス事業所等	指定居宅介護支援事業所等

（条例第5条第1項の規則で定めるもの）

第8条 条例第5条第1項の規則で定めるものは、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下この条及び次条において「省令」という。）第54条第2項（省令第61条において準用する場合を含む。）、第73条第2項、第83条第2項、第92条第2項、第122条第2項、第141条第2項（省令第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。）、第194条第2項（省令第210条において準用する場合を含む。）、第244条第2項、第261条第2項、第275条第2項（省令第280条において準用する場合を含む。）及び第288条第2項の規定とする。

（条例第5条第2項の規則で定める事業）

第9条 条例第5条第2項の規則で定める事業は、省令第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションの事業、省令第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護の事業、省令第165条に規定する共生型介護予防短期入所生活介護の事業、省令第179条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護の事業、省令第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業及び省令第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とする。

（指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業に関する条例の規定の技術的読替え）

第10条 条例第5条第2項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第2項	指定居宅サービス事業者及び 指定居宅サービスの事業を行う者（以下「指定居宅サービス事業者等」	指定介護予防サービス事業者及び基準該当介護予防サービスの事業を行う者（以下「指定介護予防サービス事業者等」
第3条第3項	指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービス	指定介護予防サービス事業者及びその指定介護予防サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当介護予防サービス
第3条第4項	指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所（以下「指定居宅サービス事業所等」	指定介護予防サービスの事業を行う事業所及び基準該当介護予防サービスの事業を行う事業所（以下「指定介護予防サービス事業所等」
第3条第5項	指定居宅サービス事業者等 省令の規定（規則で定めるものに限る。）	指定介護予防サービス事業者等 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等事業省令」という。）第56条第2項（指定介護予防サービス等事業省令第61条において準用する場合を含む。）、第75条第2項、第85条第2項、第94条第2項、第124条第2項、第143条第2項（指定介護予防サービス等事業省令第164条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。）、第196条第2項（指定介護予防サービス等事業省令第215条において準用する場合を含む。）、第246条第2項（指定介護予防サービス等事業省令第264条において準用する場合を含む。）、第277条第2項（指定介護予防サービス等事業省令第280条において準用する場合を含む。）及び第290条第2項の規定

第3条第6項	指定居宅サービス事業者等 省令の規定（規則で定めるものに限る	指定介護予防サービス事業者等 指定介護予防サービス等事業省令第53条の2第3項（指定介護予防サービス等事業省令第61条、第74条、第84条及び第93条において準用する場合を含む。）、第120条の2第3項（指定介護予防サービス等事業省令第142条、第166条、第185条及び第195条において準用する場合を含む。）、第157条第4項、第208条第4項、第241条第4項（指定介護予防サービス等事業省令第262条において準用する場合を含む。）及び第271条（指定介護予防サービス等事業省令第280条及び第289条において準用する場合を含む
	指定居宅サービス事業所等	指定介護予防サービス事業所等
第3条第7項	指定居宅サービス事業所等	指定介護予防サービス事業所等
第3条第8項	指定居宅サービス事業者等	指定介護予防サービス事業者等
第3条第8項第2号及び第3号	指定居宅サービス事業所等	指定介護予防サービス事業所等
第3条第9項	指定居宅サービス事業者等 （規則で定める	指定介護予防サービス事業者等（指定介護予防サービス等事業省令第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションの事業、指定介護予防サービス等事業省令第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護の事業、指定介護予防サービス等事業省令第165条に規定する共生型介護予防短期入所生活介護の事業、指定介護予防サービス等事業省令第179条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護の事業、指定介護予防サービス等事業省令第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業又は指定介護予防サービス等事業省令第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の

	特定指定居宅サービス事業者等	特定指定介護予防サービス事業者等
第3条第10項	特定指定居宅サービス事業者等	特定指定介護予防サービス事業者等
第3条第11項	特定指定居宅サービス事業者等	特定指定介護予防サービス事業者等
	省令第16条に規定する居宅サービス計画（規則で定める	指定介護予防サービス等事業省令第49条の10に規定する介護予防サービス計画（指定介護
	規則で定める計画	予防特定施設入居者生活介護の
	居宅サービス（	指定介護予防サービス等事業省令第230条第1項に規定する介護予防特定施設サービス計画
	介護予防サービス（	
第3条第12項及び第13項	特定指定居宅サービス事業者等	特定指定介護予防サービス事業者等

（指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業に関する条例の規定の技術的読替え）
 第11条 条例第6条第2項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第3項	指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービス	指定介護予防支援事業者及びその指定介護予防支援の事業を行う事業所の管理者並びに基準該当介護予防支援
第3条第4項	指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所（以下「指定居宅サービス事業所等	指定介護予防支援の事業を行う事業所及び基準該当介護予防支援の事業を行う事業所（以下「指定介護予防支援事業所等
第3条第5項	指定居宅サービス事業者等	指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援の事業を行う者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）
	省令の規定（規則で定めるものに限る。）	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等事業省令」と

		いう。)第29条第3項(指定介護予防支援等事業省令第32条において準用する場合を含む。)の規定
第3条第6項	指定居宅サービス事業者等	指定介護予防支援事業者等
	省令の規定(規則で定めるものに限る)	指定介護予防支援等事業省令第18条第3項(指定介護予防支援等事業省令第32条において準用する場合を含む)
	指定居宅サービス事業所等	指定介護予防支援事業所等
第3条第7項	指定居宅サービス事業所等	指定介護予防支援事業所等
第3条第8項	指定居宅サービス事業者等	指定介護予防支援事業者等
第3条第8項第2号及び第3号	指定居宅サービス事業所等	指定介護予防支援事業所等
第4条第2項	介護支援専門員(省令第2条第1項に規定する介護支援専門員)	担当職員(指定介護予防支援等事業省令第2条に規定する担当職員)
	省令第13条第8号(同条第15号及び省令第30条)	指定介護予防支援等事業省令第30条第8号(同条第17号及び指定介護予防支援等事業省令第32条)
	居宅サービス計画	介護予防サービス計画

(条例第10条第1項の規則で定めるもの)

第12条 条例第10条第1項の規則で定めるものは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条及び次条において「省令」という。)第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項(省令第37条の3において準用する場合を含む。)、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項(省令第169条において準用する場合を含む。)及び第181条第2項の規定とする。

(条例第10条第2項の規則で定める事業)

第13条 条例第10条第2項の規則で定める事業は、省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護の事業、省令第37条の2に規定する共生型地域密着型通所介護の事業、省令第41条に規定する指定認知症対応型通所介護の事業、省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の事業、省令第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護の事業、省令第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業、省令第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業及び省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護の事業とする。

(指定地域密着型サービスの事業に関する条例の規定の技術的読替え)

第14条 条例第10条第2項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第2項	指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）	指定地域密着型サービス事業者
	利用者の意思	利用者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス事業省令第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）の事業にあつては、入所者（指定地域密着型サービス事業省令第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものにあつては、入居者）。以下この条において同じ。）の意思
第3条第3項	指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所	指定地域密着型サービス事業者及びその指定地域密着型サービスの事業を行う事業所（以下「指定地域密着型サービス事業所」という。）
第3条第4項	指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所（以下「指定居宅サービス事業所等」という。）	指定地域密着型サービス事業所
第3条第5項	指定居宅サービス事業者等	指定地域密着型サービス事業者
	省令の規定（規則で定めるものに限る。）	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス事業省令」という。）第9条第2項、第25条第2項（省令第37条の3及び第40条の16において準

		用する場合を含む。)、第50条第2項、第118条第6項、第137条第6項及び第162条第8項の規定
第3条第6項	指定居宅サービス事業者等	指定地域密着型サービス事業者
	省令の規定(規則で定めるものに限る。)	指定地域密着型サービス事業省令第3条の30第4項、第15条第4項、第30条第3項(指定地域密着型サービス事業省令第37条の3、第40条の16、第61条、第88条及び第182条において準用する場合を含む。)、第103条第3項、第126条第4項、第149条第3項及び第167条第4項
	指定居宅サービス事業所等	指定地域密着型サービス事業所
第3条第7項	指定居宅サービス事業所等	指定地域密着型サービス事業所
第3条第8項	指定居宅サービス事業者等	指定地域密着型サービス事業者
第3条第8項第2号及び第3号	指定居宅サービス事業所等	指定地域密着型サービス事業所
第3条第9項	指定居宅サービス事業者等(規則で定める	指定地域密着型サービス事業者(指定地域密着型サービス事業省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護の事業、指定地域密着型サービス事業省令第37条の2に規定する共生型地域密着型通所介護の事業、指定地域密着型サービス事業省令第41条に規定する指定認知症対応型通所介護の事業、指定地域密着型サービス事業省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の事業、指定地域密着型サービス事業省令第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業、指定地域密着型サービス事業省令第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業又は指定地域密着型サービス事業省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護

		の
	特定指定居宅サービス事業者等	特定指定地域密着型サービス事業者
第3条第10項	特定指定居宅サービス事業者等	特定指定地域密着型サービス事業者
第3条第11項	特定指定居宅サービス事業者等	特定指定地域密着型サービス事業者
	省令第16条	指定地域密着型サービス事業省令第3条の15
	規則で定める事業にあっては、規則で定める計画	指定認知症対応型共同生活介護の事業にあっては指定地域密着型サービス事業省令第98条第3項の規定により作成される認知症対応型共同生活介護計画、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業にあっては地域密着型特定施設サービス計画、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業にあっては地域密着型施設サービス計画
	居宅サービス（	地域密着型サービス（
第3条第12項及び第13項	特定指定居宅サービス事業者等	特定指定地域密着型サービス事業者

（指定介護老人福祉施設に関する条例の規定の技術的読替え）

第15条 条例第13条第2項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第2項	利用者の意思	入所者（ユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設省令」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）にあっては、入居者。以下この条において同じ。）の意思
	利用者の立場	入所者の立場
第3条第3項	指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者	指定介護老人福祉施設の設置者及び

	並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の	
第3条第5項	省令の規定（規則で定めるものに限る。）による評価	指定介護老人福祉施設省令第11条第6項の規定による評価（ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、指定介護老人福祉施設省令第42条第8項の規定による評価）
第3条第6項	省令の規定（規則で定めるものに限る。）に規定する研修	指定介護老人福祉施設省令第24条第3項に規定する研修（ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、指定介護老人福祉施設省令第47条第4項に規定する研修）
	指定居宅サービス事業所等	指定介護老人福祉施設
第3条第7項	利用者	入所者
第3条第9項及び第10項	利用者	入所者
第3条第11項	省令第16条に規定する居宅サービス計画（規則で定める事業にあっては、規則で定める計画）	施設サービス計画
	居宅サービス（	介護福祉施設サービス（
第3条第12項	特定事業を行う事業所	指定介護老人福祉施設
	利用者	入所者
	当該事業所	当該指定介護老人福祉施設
第3条第13項	特定事業を行う事業所	指定介護老人福祉施設
	当該事業所	当該指定介護老人福祉施設

（介護老人保健施設に関する条例の規定の技術的読替え）

第16条 条例第14条第2項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第2項	利用者の意思	入所者（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設省令」という。）第39条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）にあっては、入居者。

		以下同じ。)の意思
	利用者の立場	入所者の立場
第3条第3項	指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の	介護老人保健施設の設置者及び
第3条第5項	省令の規定（規則で定めるものに限る。）による評価	介護老人保健施設省令第13条第6項の規定による評価（ユニット型介護老人保健施設にあっては、介護老人保健施設省令第43条第8項の規定による評価）
第3条第6項	省令の規定（規則で定めるものに限る。）に規定する研修	介護老人保健施設省令第26条第3項に規定する研修（ユニット型介護老人保健施設にあっては、介護老人保健施設省令第48条第4項に規定する研修）
	指定居宅サービス事業所等	介護老人保健施設
第3条第7項	利用者	入所者
第3条第9項及び第10項	利用者	入所者
第3条第11項	省令第16条に規定する居宅サービス計画（規則で定める事業にあっては、規則で定める計画）	施設サービス計画
	居宅サービス（	介護保健施設サービス（
第3条第12項	特定事業を行う事業所	介護老人保健施設
	利用者	入所者
	当該事業所	当該介護老人保健施設
第3条第13項	特定事業を行う事業所	介護老人保健施設
	当該事業所	当該介護老人保健施設

（介護医療院に関する条例の規定の技術的読替え）

第17条 条例第15条第2項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第2項	利用者の意思	入所者（ユニット型介護医療院（介護医療院

		の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院省令」という。）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）にあっては、入居者。以下同じ。）の意思
	利用者の立場	入所者の立場
第3条第3項	指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の	介護医療院の設置者及び
第3条第5項	省令の規定（規則で定めるものに限る。）による評価	介護医療院省令第16条第7項の規定による評価（ユニット型介護医療院にあっては、介護医療院省令第47条第9項の規定による評価）
第3条第6項	省令の規定（規則で定めるものに限る。）に規定する研修	介護医療院省令第30条第3項に規定する研修（ユニット型介護医療院にあっては、介護医療院省令第52条第4項に規定する研修）
	指定居宅サービス事業所等	介護医療院
第3条第7項	利用者	入所者
第3条第9項及び第10項	利用者	入所者
第3条第11項	省令第16条に規定する居宅サービス計画（規則で定める事業にあっては、規則で定める計画）	施設サービス計画
	居宅サービス（	介護医療院サービス（
第3条第12項	特定事業を行う事業所	介護医療院
	利用者	入所者
	当該事業所	当該介護医療院
第3条第13項	特定事業を行う事業所	介護医療院
	当該事業所	当該介護医療院

（条例第18条第1項の規則で定めるもの）

第18条 条例第18条第1項の規則で定めるものは、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例の規定の技術的読替え)

第19条 条例第18条第2項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第2項	指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者(以下「指定居宅サービス事業者等」という。)	指定地域密着型介護予防サービス事業者
第3条第3項	指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所	指定地域密着型介護予防サービス事業者及びその指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業所」という。)
第3条第4項	指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所(以下「指定居宅サービス事業所等」という。)	指定地域密着型介護予防サービス事業所
第3条第5項	指定居宅サービス事業者等省令の規定(規則で定めるものに限る。)	指定地域密着型介護予防サービス事業者 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス事業省令」という。)第41条第2項の規定
第3条第6項	指定居宅サービス事業者等省令の規定(規則で定めるものに限る。)	指定地域密着型介護予防サービス事業者 指定地域密着型介護予防サービス事業省令第28条第3項(指定地域密着型介護予防サービス事業省令第64条において準用する場合を含む)

		む。)及び第80条第3項
	指定居宅サービス事業所等	指定地域密着型介護予防サービス事業所
第3条第7項	指定居宅サービス事業所等	指定地域密着型介護予防サービス事業所
第3条第8項	指定居宅サービス事業者等	指定地域密着型介護予防サービス事業者
第3条第8項第2号及び第3号	指定居宅サービス事業所等	指定地域密着型介護予防サービス事業所
第3条第9項	指定居宅サービス事業者等 (規則で定める事業のいずれかに該当する事業(以下「特定事業」という。)を行う者に限る。以下「特定指定居宅サービス事業者等」という。)	指定地域密着型介護予防サービス事業者
第3条第10項	特定指定居宅サービス事業者等	指定地域密着型介護予防サービス事業者
第3条第11項	特定指定居宅サービス事業者等	指定地域密着型介護予防サービス事業者
	省令第16条に規定する居宅サービス計画(規則で定める事業にあっては、規則で定める計画)	指定地域密着型介護予防サービス事業省令第19条に規定する介護予防サービス計画(指定地域密着型介護予防サービス事業省令第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業にあっては指定地域密着型介護予防サービス事業省令第44条第10項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画、指定地域密着型介護予防サービス事業省令第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業にあっては指定地域密着型介護予防サービス事業省令第87条第2号の規定により作成される介護予防認知症対応型共同生活介護計画)
	居宅サービス(地域密着型介護予防サービス(
第3条第12項及び第13項	特定指定居宅サービス事業者等	指定地域密着型介護予防サービス事業者

	特定事業を行う事業所	指定地域密着型介護予防サービス事業所
	当該事業所	当該指定地域密着型介護予防サービス事業所
第10条第3項	前2項	第18条第1項及び同条第2項において読み替えて準用する第3条第2項から第8項まで
	第78条の2第1項	第115条の12第1項
	係る指定地域密着型サービス事業基準	係る法第115条の12の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準（以下これらを「指定地域密着型介護予防サービス事業基準」という。）
	定める指定地域密着型サービス事業基準	定める指定地域密着型介護予防サービス事業基準

（地域包括支援センターに関する条例の規定の技術的読替え）

第20条 条例第20条第4項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第3項	指定居宅サービス事業者及びその の指定居宅サービスの事業を行 う事業者の管理者並びに基 当居宅サービスの事業を行う者 及び当該事業を行う事業者の管 理者	地域包括支援センターの設置者及びその 長 該 者

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日規則第22号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月30日規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年10月31日規則第61号）

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

付 則（平成30年10月31日規則第 号）

この規則は、平成30年11月1日から施行する。